

鳥取県病院局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき、鳥取県営病院事業の業務に係る収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

平成19年5月15日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

名称	取扱店舗	指定年月日
株式会社鳥取銀行	株式会社鳥取銀行の本店、支店、出張所及び代理店	平成19年5月15日